

様式第 3 号（第 7 条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 平成 29 年 11 月 29 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎 3 階 中会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
今村一真，秋山安夫，澤田勝，水庭清隆
 - (2) 執行機関
園部孝雄，青山和夫，高岡英寿，鈴木和男，立石忠一郎，鯉渕紀子，橋本賢一，渡辺慧，橋本大敬，杉山健一，川野輪俊光，高瀬賢一，林忠勝，武田良樹
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 平成 29 年度入札制度等の改正について（非公開）
 - (2) 平成 29 年度上期の契約状況について（非公開）
 - (3) 平成 29 年度上期抽出案件審議（9 件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9 件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書

9 発言の内容 ※非公開のため、詳細な内容については省略

意見・質問	説明・回答
<p>[報告事項]</p> <p>1 平成 29 年度入札制度等の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式は試行中ということだが、水戸市における目標件数はあるのか。 ・総合評価方式については、発注者の手間がかかるので増やしたくない、あるいは、受注者から総合評価方式はあまり意味がないのではないかと、または増やしたほうがいいのではないかなど意見はあるか。 <p>2 平成 29 年度上期の契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段意見なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間に各係1件程度の抽出が数値的な目標で、例年、12件程度を実施しています。 ・最近では、業界団体からの総合評価方式に関する要望事項や意見はありません。市の内部では、業者決定までに通常より2週間ほど期日を要することはデメリットであるという意見があります。
<p>[抽出案件]</p> <p>1 国補公共下水道渡里第7幹線工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札調査基準価格が約6,700万円で、入札額が基準価格より約1,600万円下回ったこの案件の場合、下請負業者へのしわ寄せ、負担はないのかどうかをどのように聞き取りしたのか。 ・協力会社の見積りが適正とどのように判断したのか。 ・低入札価格調査対象の場合には、どのように品質確保を図っているのか。 ・このような工事は低入札価格調査の対象になることが多いか。それとも、このケースは極端に落札率が低くなったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注時期が5月という受注量が少ない時期であることから、予定している協力会社から低価格の見積りを徴取できたことが縮減の大きな理由でした。見積り内容は適正な価格でしたので、可能だという判断をしています。 ・今回、適用している工法は、1日当たり多くの作業が可能な工法のため、下請負業者は見積りに反映させたと思います。 ・水戸市低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る実施要領に基づき監督業務は通常の監督業務の1.5倍から2倍に強化し、検査は通常の検査業務の1.5倍から2倍で実施しています。 ・予定価格は約8,100万円ですが、この規模の推進工事での低入札価格調査は稀です。

意見・質問	説明・回答
<p>[抽出案件]</p> <p>2 市単第2号農集整備金谷地区管路施設(1工区)工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業環境整備工事は、落札率が高いか。 ・総合評価方式は、発注時に最初から決まっていることなのか。 ・自社が金額を低くして応札しないと落札が難しいことはある程度、分かるのか。 ・将来的には総合評価方式が主流になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率97%前後は比較的多いです。 ・はい。 ・はい。評価点は、金額を100点、全体評価で110点としており、この10点が技術評価の部分となります。試算を行い、業者は応札額を決めていると思われます。 ・国の制度では、総合評価方式が主流となっています。
<p>[抽出案件]</p> <p>3 流域関連下水道東水戸処理分区私道枝線(3-1工区)工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名されても、予定価格が低いと辞退してしまうことはあるのか。 ・予定価格が高い工事でも、辞退者が多く出るケースはあるのか。 ・辞退した場合、ペナルティはあるのか。 ・金額が低い工事では、あまり指名されたくない業者もいるのか。 ・1社でも入札があれば、もう1回入札を行うことはしないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管の埋設工事で予定価格が130万円程度と低い場合、辞退者は増える傾向にあります。 ・ほとんどないです。 ・ありません。 ・指名競争入札の辞退は自由です。 ・一般競争入札の当初公告では1社入札は中止になります。指名競争入札は中止になりません。
<p>[抽出案件]</p> <p>4 水戸市立緑岡小学校開放学級棟建設工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来一般競争入札となる金額だが、施工できる業者が6社しかいないので、指名競争入札で発注したのか。 ・指名業者は、全て本社が市外の業者か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。 ・市外の業者です。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築一式の資格を持つ建築Aランクの業者は多いと思うが、プレハブメーカーを下請負業者とする考えにはならないのか。 ・ この工事を落札した業者は、参考見積りを徴取した業者か。 ・ 無効となった業者からも参考見積りを徴取していることはあるのか。 ・ 部材や資材を供給する会社が1社だった場合、指名業者が代理店的な機能となり、その代理店を指名して入札形式を保っている状態では、競争の原理が働かないことがあるのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格競争の面では、直接、プレハブメーカーを指名したほうが有利と判断しております。 ・ はい。 ・ あります。 ・ そのような状態を排除する手法の一つとして、どの製造メーカーの部材や資材でも対応できる仕様になっています。設計の段階で考慮していますので、競争性が働いていると考えています。
<p>[抽出案件]</p> <p>5 上大野 119 号線舗装補修工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名競争入札で、1社だけ応札して他の業者は辞退や無効となる工事には、何か傾向があるのか。 ・ 指名を受けた業者が、業者間で情報を知ることはないのか。 ・ 1社応札の場合、入札をもう1回行うとか、業者を入れ替えて行うとか、議論はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模が小さい工事では、辞退者が多い傾向にあります。規模が小さい会社は職員数が少なく、現場代理人という現場の責任者が担当できる工事の本数が限られてきます。 ・ ありません。 ・ 指名競争入札は1,000万円以下の小規模工事が対象で、地域性や実績などを考慮し、地元の業者を指名しております。1社応札ということで中止にはしておりません。
<p>[抽出案件]</p> <p>6 新ごみ処理施設用地境界確認委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 境界確認委託の価格は、100万円前後が多く、社団法人が比較的受注しているのだが、歩掛は安いのか、同じなのか。 ・ 最低価格を年間の単価として設定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共嘱託登記の各作業単価については、年度当初に土地家屋調査で有資格請負業者名簿に登録のある業者から見積りを徴取して、単価設定をしています。 ・ はい。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人の協会には民間の方は入っているのか。 ・ 純民間会社は協会に入っていないのか。 ・ どの境界確認委託案件も落札率70%を下回っていて、最低制限価格も60%程度と結構低いですが、この価格で大丈夫なのか。 ・ 業者から単価や最低制限価格をもっと上げてほしいという要望はないのか。 ・ 茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との1社随意契約という話はなかったのか。 ・ 個人の会社が指名されているが、土地家屋調査士が経営している会社なのか。 ・ 予定価格が高過ぎるということはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地家屋調査士業を営んでいる個人事務所の方々が登録されています。 ・ 土地家屋調査士を社員としていますが、協会には属していません。 ・ 見積価格を採用していることから、下限値に設定しています。最低制限価格は60%から80%の間で設定していますが、各間接費や直接人件費、一般の標準歩掛から算出する要素がありませんので、下限値として設定しています。 ・ 昨年度までは、茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士会と協定を締結して、1社随意契約を採用していましたが、2つの協会に分かれたので、今年度から指名競争入札で行っています。 ・ その協会の方々は、個人で土地家屋調査士事務所を営んでいる方で、みと土地家屋調査士会と分かれたので競争が激しいことはあるかと思います。 ・ はい。 ・ 単価は、昨年度までと比べて下がっています。
<p>[抽出案件]</p> <p>7 国交配水管布設替工事に伴う付帯工事（第20工区）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道工事は業者の応札額の差が少ないが、細かい金額の算定は可能なのか。 ・ 企業間の能力差がそれほどはなく、原価性のあるものについて、原価に足りないとすると、金額で競争するという事か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材単価は公表されており、水道工事の積算ソフトの積算能力がかなり高いためと考えられます。 ・ はい。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・公平性ということと競争入札しなければならない意義は何になってくるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は公表されているので、その仕事を落札したいときは、価格競争が起こると思います。
<p>[抽出案件]</p> <p>8 配水管布設替工事（第34工区）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路建設課が発注している元工事の金額はいくらか。諸経費等の率は、水道工事を準用したのか。費用はどのくらい縮減を見込んでいるのか。 ・工期の短縮については、同じ業者の施工ではなく、別業者ではどうなるのか。 ・水戸市では水道と道路を一緒に発注とはせず、調整することで同時発注のようにしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路建設課が発注した元工事の金額は1億2,900万円です。経費削減の金額は、248万4,000円が調整額となっています。工期の短縮については、契約からの準備期間等も含めて、約1カ月程度の短縮を考えています。 ・別業者では、その会社の工事が終わるまで2社が同一現場に入るため、交通規制等も含めて工期が延びます。 ・はい。企業会計とはないですが、一般会計での合冊工事はあります。
<p>[抽出案件]</p> <p>9 配水管布設替工事（第39工区）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元工事の金額と、工期の短縮についてお聞きしたい。 ・8番の案件は格付等級が水道Aランクで、この案件はBランクになっているが、随意契約する場合に業者の格付は、どのように決定しているのか。 ・AランクとBランクで何が違うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東前地区開発事務所の元工事の金額は1億145万5,200円です。経費調整は61万5,600円の削減です ・単独発注した場合は、Aランクの業者が対象となります。 ・水道施設工事のAランクとBランクの違いは、総合数値700点以上がAランクで、1,000万円以上となります。Bランクは700点未満となります。

意見・質問	説明・回答
<p>・入札調書の第1回見積り，第2回見積りというのは，どういう意味なのか。</p> <p>・随意契約の場合，業者の提出した金額に対してもう少し安くできないか，などの交渉は行うのか。</p> <p>・8番と9番の配水管布設替は，道路工事等と同じ現場となり，随意契約になると水道工事専門会社にはチャンスが回ってこない構造になってしまうのか。</p> <p>・それは入札する上での構造的な問題と いうか，安全性等を考えると随意契約にならざるを得ないということか。</p> <p>・他市でも同じような入札になるのか。</p> <p>・他の企業が入ったほうが，今まで工事したのを見ることが出来るから，かえって良くなるのではないか。</p>	<p>・予定価格に達していない場合は，最大3回まで見積り合わせが可能となっており，第1回見積りで決まらなかった場合，第2回見積りに入るという意味です。随意契約は予定価格を公表しておりません。</p> <p>・行いません。見積り合わせで予定価格に達すれば落札となります。</p> <p>・単独の水道施設工事については，各ランクに応じた会社を指名する指名競争，又は一般競争入札で進めています。発注済みの同じ箇所の工事では，現場の状況により狭い範囲に埋設管が輻輳していたり，構造物が既存の水道管の上にあるなど，同一現場での安全管理などを含めて，制度的・品質的にいいものが得られるため，同じ受注会社での随意契約としております。</p> <p>・はい。</p> <p>・水戸市では水道管の耐用年数により，水道事業の中で計画的に布設して，耐用年数を超えたものを更新していきます。それ以外の工事が移設や布設替などの工事になりますので，他の工事に付随する随意契約になります。</p> <p>・実際の埋設管の状況というのは，元工事や他企業が掘削した後にわかります。実際に管を動かして，その空いたスペースに新しいものを設置する工事ですので，同一現場で同じ監督が行うほうが間違いなく施工できるという利点があります。</p>